

堺市特別職の非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

堺市特別職の非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成6年条例第4号）別表中1等の区分の職にある者」を「令和7年条例第**31**号）第2条第1号アの1等職員」に改め、同項ただし書中「者（以下「参与等」という。）」を「もの」に、「同条例別表中2等の区分の職にある者」を「同号イの2等職員」に改め、同条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「前3項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第4条第2項及び第3項を削る改正規定、同条第4項の改正規定及び同項を同条第2項とする改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（堺市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正）

- 2 堺市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成20年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「第4条第4項」を「第4条第2項」に改める。

（堺市消防局災害活動支援隊条例の一部改正）

- 3 堺市消防局災害活動支援隊条例（平成26年条例第60号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「第4条第4項」を「第4条第2項」に改める。